

平成29年度 第3回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会  
議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

平成29年度第3回理事会議事録

1. 日 時 平成29年6月7日(水) 午後2時～午後3時15分
2. 場 所 伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ 3階 会議室

3. 出席者

理事総数 6名

理事出席者 6名

理事長 奥田 利 男	常務理事 林 秀 和
理 事 坂本 孝 二	理 事 武田 好 二
理 事 池内 玲 子	理 事 川上 房 男

監事総数 2名

監事出席者 2名

監 事 溝端 義 男	監 事 細川 健 二
------------	------------

開会にあたり、定款第23条の規定により理事長が議長に選任され、定款第32条第1項に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、定款第33条第2項の規定により議事録署名人の理事長及び監事2名の出席を確認して議事に入った。

議事録署名人 溝端 義 男

議事録署名人 細川 健 二

4. 議 案 議案第6号「平成28年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告について」
- 議案第7号「平成28年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業並びに社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」
- 報告第1号「平成28年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業並びに社会福祉事業区分及び公益事業区分決算の監査報告について」
- 議案第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）候補者の推薦について」
- 議案第9号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）候補者の推薦について」
- 議案第10号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会委員の解任について」
- 議案第11号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会委員の選任について」
- 議案第12号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員の解任について」

議案第13号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について」

議案第14号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時、場所、議題等の決定について」

5. 議 長 奥 田 利 男

6. 議事録作成者 谷 知 とも子

7. 議 事

(1) 開 会

○事務局 みなさん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして有難うございます。定刻になりましたので、ただいまより平成29年度第3回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして、当法人、奥田理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

○理事長 [挨拶]

○事務局 ありがとうございます。

(3) 議長選出

○事務局 次に、議長選出に入らせていただきます。

議事を進めていただくにあたり、定款細則第23条の規定により、議長は「その都度選任する」となっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[事務局一任]

それでは、奥田理事長を議長に推薦させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、奥田理事長に議長をお願いしたいと思います。

(4) 出席状況

○議長　それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。  
はじめに、理事の出欠席について報告いたします。  
本日の出席理事は6名でございますので、定款第32条第1項に定める定足数を  
満たしておりますので本理事会は成立いたします。

(5) 議事録署名人の選任

○議長　次に、議事録の署名についてですが、定款第33条第2項の規定では、「出席し  
た理事長及び監事が記名押印する」と定められておりますので、私と、溝端監事、  
細川監事をお願いします。

(6) 議事

○議長　それではこれより議事に入らせていただきます。  
本日の議事は、報告が1件と議案が9件でございます。

それではまず、議案第6号「平成28年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事  
業報告について」と議案第7号「平成28年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団  
社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」と報告第1号「平成28年  
度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」は関  
連がございますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局説明を願います。

○事務局　議案第6号「平成28年度社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団事業報告」につ  
いて「平成28年度決算報告」をもとにご説明申し上げます。

まず、決算報告1ページが、平成28年度決算の総括でございます。

国において進められた社会福祉法人制度改革について、社会福祉法等の一部を改  
正する法律の平成29年4月1日に全面施行に向け、社会福祉法人伊丹市社会福祉  
事業団においても、事業運営の公益性や透明性が担保できる経営組織の構築に取り  
組んでまいりました。

また、持続的な経営基盤の確立を目的として平成27年度に策定いたしました、  
中長期経営計画の具体の事業展開を図るため、平成28年度から平成30年度を期  
間とする第一次実施計画を策定しました。

一方、伊丹市において、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けた準備等  
が進められたことを受け、事業団においても円滑な事業の開始に向けた取り組みを  
進めました。

施設整備においては、伊丹市の国の補正予算を活用した施設の安全対策や介護離  
職ゼロにむけた取り組みにいち早く名乗りを上げ、老人ホームやケアハイツいたみ  
等の防犯カメラ等の設置、介護ロボット等福祉機器の導入、併せて、ケアハイツい

たみでは水道設備等の大規模改修を実施のほか、建物・設備の老朽化がより深刻化するなか、老人ホーム等の施設整備のあり方について調査・研究など具体的な検討を開始しました。

事業面では、事業団の専門性を活かし、地域の方々等に向け介護予防の重要性の啓発等に積極的に取り組んだほか、東有岡ワークハウスにおいては、市内の社会福祉法人とともに「いたみ障がい者共同受注ネットワーク」の本格的な運営を開始しました。

このような取り組みの結果、平成28年度決算は収入総額が1,905,440千円、支出総額が1,887,808千円、資金収支差額が17,632千円となっております。

介護報酬の引き下げ等々、伊丹市社会福祉事業団を取り巻く経営環境はさらに厳しさが増していくことが予測されますが、引き続き、経営基盤の安定化に取り組み、公的責任を果たし、地域に必要とされる質の高いサービスを提供することにより、今後とも地域社会に貢献してまいります。

平成28年度決算総括につきましては以上でございます。

具体の決算報告につきましては、このあと、引き続きまして、事務局次長より、ご説明申し上げます。

では、引き続き、2ページからご説明させていただきます。

2ページと3ページの理事会・評議員会の開催状況についてはそれぞれ5回、内容についてはここにお示ししておりますとおりでありますが、平成28年度は特に平成29年4月からの新たな社会福祉法人制度に対応するための定款の変更や規則の制定、役員の選任などについても審議いただきました。

ページをめくっていただき、4ページの施設一覧でございますが、東有岡ワークハウスが定員を6月1日から30名から35名に変更したほかは、前年度と変わりはありません。

右の5ページの施設別職員一覧でございますが、一番上の事務局の行が合計となっております。正規職員としては伊丹市派遣職員が1名、事業団の正規職員が101名、契約社員については月額契約社員が62名、日額及び時間給契約社員が244名、総数408名でございます。

また、平成28年度から設置いたしました法人経営本部が、新たに上から2行目に加わっておりますが、5名の配置のうち4名が兼務でございましたので、専任の1名のみこちらに載せております。

次に6ページから事業報告に移らせていただきます。

まず、平成28年度に設置いたしました法人経営本部でございますが、新たな社会福祉法人制度に基づいた法人の業務執行体制の構築や、新たな人事給与制度の策定について作業を進めるとともに、中長期経営計画の第1次実施計画を策定いたしました。

次に、総務課でございますが、こちらも新たな制度に対応した理事会、評議員会、運営協議会の設置、定款変更等を進めるとともに、伊丹市や市内の法人と連携し、就職相談会への参加、福祉や介護の啓発活動に積極的に取り組みました。

このほか、職員研修、広報誌やホームページによる広報活動、事故や苦情などのリスクマネジメントに取り組みました。

事業団独自の地域貢献活動としては、低所得者向けの法人減免制度の実施、地域への出前講座、高等学校等への講師派遣、介護職員初任者研修等による地域の福祉人材の育成のほか、法人後見、財産保全・管理等の事業による権利擁護等に取り組みました。

このほか、伊丹市からの受託事業として住宅改造助成事業、介護予防デイサービス事業を実施いたしました。なお、この介護予防デイサービス事業は平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、平成28年度をもって終了いたしました。

実施状況については6ページから12ページにかけてお示ししております。

なお、実施状況についてのご説明は割愛させていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、12ページ、地域包括支援センターに移らせていただきます。

事業団の市内4か所の地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域福祉ネット会議への参加、認知症サポーター養成講座の実施、地域向け講座等の開催などを通じた介護予防の啓発活動等に取り組みました。

また、権利擁護をはじめとする地域の課題やニーズ等について関係機関への働きかけや協働のもと、地域の総合相談窓口としての役割を果たしました。

さらに、伊丹市における地域包括支援センター事業計画を着実に実行し、平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始に向けて準備を行いました。

事業実施状況は13ページから17ページにかけてお示ししております。

次に18ページ、居宅介護支援事業所でございます。

市内4か所の居宅介護支援事業所では、特定事業所としての適正なケアマネジメントプロセスの徹底を図り、年間の自主研修計画により専門性を高めることに努め、新たに設置された地域包括支援センターと定期的な事例検討を行う等、ケアマネジメントの質の向上に取り組みました。

また、平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施に向けた準備に取り組みました。

事業実施状況は18ページにお示ししております。

続きまして、市内4か所のデイサービスセンターでございます。

各デイサービスセンターでは、好みに応じて参加メニューを選んでいただけるサービス提供体制により、利用者の個別ニーズへの柔軟な対応を行いました。

地域交流事業については、地域やボランティアの方々のご協力のもと、第10回

「事業団デイ☆フェスタ」を開催したほか、地元の小中学校、幼稚園、保育所等との交流を活かした季節行事や、ボランティアの方々のご協力による花見散策等の外出や日帰りバスツアーを実施しました。

また、中学校のトライやる・ウィークや高校・大学等の教育機関からの実習生の受入を積極的に行ったほか、荒牧・笹原・西中学校において将来の職業の選択肢の一つとして介護の仕事が選んでもらえるよう、講演を行いました。

さらに利用者のご家族や周辺地域の方々を対象に介護技術講習会や認知症予防教室を開催するなど、地域への貢献活動に取り組みました。

このほか、22ページになりますが、伊丹市の委託を受け、シルバーハウジング（高齢者世話付き住宅）に生活援助員を派遣し、安否確認や緊急通報システムによる緊急時の対応を行うとともに、集会室を利用した交流事業等入居者によるコミュニティ活動を支援するなど、入居者が安心して生活できるようサポートしました。事業実施状況は19ページから23ページにかけてお示ししております。

次に24ページ、訪問介護事業所でございますが、安定して質の高い介護が提供できるよう、訪問介護員に対するきめ細やかな支援や育成のため、毎月1回の定例会、適時に活動報告、連絡、相談が受けられる体制、訪問介護職員向け啓発情報誌の定期発行、全訪問介護員を対象にした「現任研修」の開催、個別研修計画に沿った実践的な介護技術や対人援助技術のレベルアップの支援などを行いました。

また、平成29年度から実施する介護予防・日常生活支援総合事業に対応するため、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等と連携するとともに、伊丹市が実施した基準緩和訪問型サービス従事者研修の修了者を新たに採用し、事業所独自の研修による実践力の強化を図ることで円滑に活動が開始できるよう取り組みました。

実施状況につきましては24ページから28ページにお示ししております。

続きまして、29ページ訪問看護ステーションに移らせていただきます。

訪問看護では、終末期をご自宅で過ごされるために退院された方等の24時間体制で医療面のバックアップが必要な重度の在宅療養者の増加による土日・祝日訪問や緊急対応の増加に伴い、看護師が迅速に対応できる体制づくりとともに、在宅医をはじめとする多職種と連携を取りながら、利用者が安心して療養生活が継続できるよう努めました。

また、訪問リハビリテーションを希望される在宅療養者が年々増加しており、訪問看護師と理学療法士・作業療法士・言語聴覚士との連携による効果的なりハビリテーションに取り組みました。

療養通所介護では、医療依存度の高い在宅療養者の増加に伴い、ご家族のレスパイトのニーズが高まっており、常に満床状態のため、新規の受け入れが難しい状態が続いていることから、事業の拡充に向けた検討を行いました。

訪問入浴では、利用者ニーズに沿った柔軟な対応を行うとともに、季節を感じな

がら入浴を楽しんでいただけるよう演出に工夫を凝らしました。

実施状況については29ページから30ページにかけてお示ししております。

続きまして30ページ、東有岡ワークハウスでございます。

ワークハウスでは、地域の障がい者の就労支援事業所の作業受注を共同で行うことで就労支援体制の充実を図るために、市内3つの社会福祉法人（事業団、いたみ杉の子、協同の苑）が協力し、東有岡ワークハウスが事務局となり「いたみ障がい者共同受注ネットワーク」を立ち上げ、平成28年度にこの本格的な運営を開始いたしました。

また、サポートテラス昆陽東の「指定特定相談支援事業」を中心に、相談から就労までの総合的なサービス提供に取り組むとともに「事業団精神障がい者支援専門部会」を引き続き開催し、精神障がい者支援を行う訪問介護事業所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター等事業団内事業所間の連携による総合的な支援体制の構築を進めました。

さらに、地域貢献として、主に精神障がい者が休日に集える場を提供する「居場所テラス」をサポートテラス昆陽東で実施しました。

このほか、地域の方々の精神障がい者の理解をより深め、利用者の社会参加を促進するために、法人内の地域交流事業のほか、利用者が施設外に出て作業を行っている地域やサポートテラス昆陽東の設置地域の行事や清掃活動等、地域活動に積極的に参加しました。

利用者研修会については、伊丹市障害者地域自立支援協議会の精神障がい者地域生活検討会と共同で開催しました。

実施状況については31ページから35ページにお示ししております。

続きまして35ページ、老人ホームでございます。

老人ホームは、入所施設と在宅サービス、相談支援サービスを併設する複合施設として、地域に根付いた福祉サービス及び地域貢献に取り組みました。

施設の安全対策においては、施設の内外に防犯カメラを設置し、不審者侵入に備えた模擬訓練を行ったほか、災害発生時の備蓄品を充実し、車いす使用者の階段用スロープを活用した避難訓練など、いざという時のための安全確保に向けた取り組みを行いました。

また、より安全で安心な質の高い介護を提供するため、介護ロボットや福祉機器の導入による「抱えない介護」の更なる推進に努めました。

介護人材の育成及び確保については、県の委託事業「ひょうご介護サポーター研修事業」の実施や、地域の方々や利用者家族を対象とした介護技術講習会及び認知症サポーター養成講座を開催しました。

施設設備の老朽化がより深刻化するなか、現状の施設設備の充実、強化はもとより、今後の老人ホームのあり方を見据え、建替えも視野に入れた施設整備のあり方についての調査・研究に着手しました。

実施状況につきましては36ページから39ページにかけてお示ししております。

続きまして、39ページ、ケアハイツいたみでございます。

ケアハイツいたみでは、介護老人保健施設の地域包括ケアシステムでの役割をふまえ、多職種が連携体制を取り、申し込みから入所までの期間を短縮する等、利用者の個別ニーズに沿ったサービス提供に努めました。

施設設備としては、防犯対策の強化のため防犯カメラを設置し、老朽化した給水管の更新を行いました。

また、利用者はもとより、職員にとっても安全で安心な介護サービスが提供できるよう、介護ロボットを導入し、「抱えない介護」が実践できる体制を整えました。

リハビリテーションでは、リハビリ専門職が行う個別リハビリにとどまらず、楽しみながら運動量を増加させる集団リハビリの時間を増やし、レクリエーションの要素を取り入れたプログラムを充実させました。

職員研修としては、ケアハイツいたみと同一敷地内にある小規模多機能居宅介護さくらと訪問看護ステーションの職員も対象とした定期研修会を開催し、スキルアップとともに事業所間の職員交流に努めました。

地域交流事業についても、同一敷地内の事業所と合同で、地域の方々のご協力をいただき、第7回のあっけらカーニバルとあっけら寒ニバルを実施しました。

また、リハビリ専門職員が地元の地域ふれあい福祉サロンへ出向き、体操指導等による高齢者の介護予防支援に取り組みました。

実施状況については40ページから43ページにお示ししております。

最後に43ページ、小規模多機能居宅介護さくらでございます。

新規のご利用については、病院や介護老人保健施設等から退所される重度認知症高齢者に積極的に対応し、在宅生活の継続支援に取り組みました。さらに、ご家庭で安心して生活していただけるよう、通い、泊り、訪問の定期的な利用のみでなく、深夜・早朝の緊急訪問など、緊急時にも必要なサービスの提供が行える体制づくりを行いました。

また、認知症介護実践者研修に職員を派遣し、伝達研修を徹底するなど職員の認知症ケアレベルの向上に取り組みました。

毎年実施している認知症啓発事業は、地域の自治会等のご支援のもと、地域にお住まいの高齢者向けに悪質商法防犯劇・認知症ミニ講座を開催し、併せて小規模多機能居宅介護事業についてもご理解をいただく機会としました。

施設の安全対策においては、施設内外に防犯カメラを設置したほか、夜間警備システムを導入し、不審者侵入等の防犯対策に重点を置いた取り組みを行いました。

実施状況については44ページにお示ししております。

以上を持ちまして、平成28年度事業報告を終えさせていただきます。

それでは、議案第7号「平成28年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」ご説明をさせていただきます。

平成28年度決算書につきましては、本日配布させていただきましたお手元のA3サイズ資料議案第7号別紙「平成28年度決算説明資料」をもとにご説明をさせていただきます。

それでは、平成28年度決算説明資料1ページの総括表をお開きください。

表の見方ですが、一番左側に各勘定科目を記載しております。その右側の列には本年度の「社会福祉事業区分」と「公益事業区分」を合計した決算額を、その右の列には前年度の合計した決算額を、更に右の列は本年度決算額と前年度の決算額の差引額を計上しております。

また、中央には「社会福祉事業区分」の本年度決算額、前年度決算額、差引額を、一番右端には「公益事業区分」の本年度決算額、前年度決算額、差引額を計上しております。

私からは、主に「社会福祉事業区分」と「公益事業区分」を合計した本年度決算額の欄及びその差引額の欄を使って以降説明させていただきます。

さきほど、決算概要でもご説明をいたしました。収入総額は、事業活動収入計①の1,896,029,102円、施設整備等収入計④の6,447,000円、及びその他の活動収入計⑦の2,964,257円を合せました1,905,440,359円でございます。また、支出総額は、事業活動支出計②の1,795,795,928円、施設整備等支出で63,218,291円、及びその他の活動支出計⑧の29,378,462円を合せました1,888,392,681円で、差し引き資金収支差額は、下から3行目の「当期資金収支差額合計」欄のとおり17,047,678円となりました。

これは、前年度決算の資金収支差額628,964円に比べて16,418,714円の増額となりました。

続きまして、主な増減につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず始めに事業活動による収支ですが、介護保険事業収入では、前年度に比べて約31,800千円の減収となりました。減収の要因としましては、はじめに訪問介護事業所において、年間利用者数が約600名減少し、約21,255千円減額となったこと、また、ケアハイツいたみにおいても、入所者および通所リハビリの利用者が前年度に比べ約400名減少した結果、約27,056千円の減額となっております。これは介護人材の確保が十分に行えなかったことによる、受け入れに対する対応力の低下と、それに伴う対応ケース数の減少が影響していると考えられます。また、ケアハイツいたみ拠点における食事宅配サービス事業を、平成28年2月末日をもって廃止したことによる影響も挙げられます。

次に障害福祉サービス等事業収入ですが、東有岡ワークハウス、サポートテラス 昆陽東両施設において、就労移行支援の利用者数が昨年に続き約 550 人減少しましたが、一方で就労継続支援 B 型の利用者が 2,280 人増加したことにより約 4,193 千円の増額となりました。

次に医療事業収入ですが、訪問看護において訪問リハビリテーションだけで見ると大幅に利用人数は増加していますが、全体で見ると医療保険の利用者数が約 114 名減少しており前年度に比べて約 2,865 千円の減額となっております。

続きまして、支出についてご報告致します。まず、人件費支出は、前年度に比べて約 6,687 千円の減額となっておりますが、これは採用予定人員が充足しなかったことによるものであります。

次に事務費支出ですが、修繕費及びデイサービス事業等での送迎業務の委託費が減少し、更に先程も触れましたがケアハイツいたみ拠点において食事宅配サービス事業を廃止したことによる業務委託費が減少したことにより、前年度と比べて約 32,795 千円の減額となっております。

結果としまして、事業活動による差引資金収支差額③は、約 100,233 千円となり、前年度に比べて、約 9,667 千円の増額となりました。

続きまして、施設整備等による収支について、説明させていただきます。

まず、施設整備等収入ですが、6,447 千円を計上しております。これは、1 番目として、東有岡ワークハウスにおいて、2 t 積アルミバントラックを新規購入するにあたり、“公益財団法人神戸やまぶき財団”より受けた補助金収入 3,000 千円と、2 番目として、老人ホーム、及びケアハイツいたみに導入致しました介護ロボット“SASUKE”に対して、伊丹市より受けた補助金収入 1,854 千円と、3 番目として、老人ホーム、小規模さくら、ケアハイツいたみ、及び訪問看護事業所において防犯カメラを設置するにあたり、工事費の 1/2 を上限として、伊丹市より受けた補助金収入 1,573 千円の合計となっております。

また、固定資産売却収入と致しまして、南野デイサービスセンターにおいて、平成 15 年度に取得致しました軽自動車を更新するにあたり、従前使用していた車両を売却した収入 20 千円を計上しております。

一方、施設整備等支出ですが、設備資金借入金元金償還支出として、4,140 千円を計上しております。これは、平成 23 年度にケアハイツいたみ増床工事に係る建設資金として福祉医療機構より借入れた資金の元金償還となっております。なお、この償還につきましては、償還が完了する平成 43 年 4 月まで続くものとなっております。

次に固定資産取得支出ですが、主な支出と致しまして、本部拠点での介護および財務会計等ソフトウェアライセンス使用权の更新に伴う費用約 15,560 千円、また、ケアハイツいたみでの、給水管の改修工事に約 22,453 千円等となって

おります。

次にファイナンス・リース債務の返済支出ですが、約2,054千円を計上しております。これは老人ホーム、中央デイサービスセンター、荒牧デイサービスセンター及びケアハイツいたみの各施設に設置しました特浴機器における当該年度返済金額の支出となっております。

続きまして、その他の活動による収支を説明させていただきます。

まず、積立預金取崩収入として、約2,965千円を計上しております。これは、平成28年度中の退職者に対する退職給付引当資産の取崩額となっております。

一方、積立資産支出ですが、今年度から、社会福祉法人制度改革による社会福祉充実残額の算定方法により、修繕積立金および備品等購入積立金は計上せず、退職給付引当金約23,582千円のみを計上しております。

結果と致しまして、当期資金収支差額合計は表の下から3行目にありますように約17,048千円となり、前年度と比べて約16,419千円の増額となりました。

2ページ及び3ページは各拠点の資金収支をお示ししておりますので、後ほどご覧ください。

これを持ちまして平成28年度決算資金収支の報告を終わらせていただきます。

○議長 続いて、報告第1号「平成28年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」でございます。

これにつきましては、本日ご出席いただいている溝端監事、細川監事のお二人に監査をいただきました。代表して溝端監事にご報告とご説明をいただきたいと思っております。

溝端監事よろしくお願いたします。

○溝端監事 それでは、第3回理事会議案書の3ページ、「報告第1号平成28年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」、改正社会福祉法施行規則第2条の27、第2条の36、第2条の40第2項、並びに社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款第38条の規定に基づき、細川監事と私で監査を実施いたしましたので「報告法第1号別紙 監査報告書」のとおり監査結果をご報告致します。

監査日は、平成29年5月24日（水）、場所は、いきいきプラザ3階会議室で実施いたしました。

監査の種別は、平成28年度決算監査、監査立会人は、常務理事兼事務局次長をはじめ、法人経営本部長、法人事業本部長、総務課長でした。

監査の内容は平成28年度決算に係る事業報告書、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書、財産目録などについて監査いたしました。

監査の結果につきましては、研修、出張等の報告、及び財務諸表の保管方法等について改善が必要と見受けられたものの、監査報告書「2. 監査意見」にございますとおり、事業報告等につきましては、一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められ、二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められませんでした。

次に、計算関係書類及び財産目録につきましては、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況について適正に示されており、適法に処理、記載されていると認められます。

以上でございます。

○議長 それぞれ説明と報告が終わりました。  
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○坂本理事 A3資料の1ページの説明のところ、介護保険事業収入が前年と比べて減少した、とありました。その理由は介護人材の確保が困難であり、その対象となる施設は訪問介護事業所とケアハイツで、利用者が訪問介護で約600人、ケアハイツで約400人減った、という説明だったかと思うのですが、実際、事業団で訪問介護やケアハイツを利用されていた方が事業団以外の事業所に移った、ということでしょうか。

○事務局 そうということになります。事業団で受け入れが困難だった方は、事業団以外の事業所で受け入れていただいていると思います。

○坂本理事 人材確保に苦戦していると思うのですが、その要因はどのように考えていますか。

○事務局 人材確保が難しいというのは、この業界ではどこも同じであると聞いておりますし、老人ホームやケアハイツの施設系では配置基準での人員確保をしておりますけれども、事業団以外の事業所では事業縮小をされているところがあるという話も聞いております。訪問介護に関しましても市内では事業縮小されているところも聞いておりますが、一方で、特に訪問系の小さな事業所や民間事業所が出来てきている事実もございます。そこで、なぜ事業団の人材確保が難しいかとなりますと、中長期経営計画に取り組んでおまして、人事給与体制を変えようとしている中なのですが、人材確保に向けての計画については滞っている部分があり、正規職員の採用の対応が遅れているというところがございます。以前は契約社員という形での人材の確保が比較的できていたのですが、給与自体があまり変わらなくても事業団以外の事業所では正規職員で採用されていることもあるので、従来の採用方法では難しくなってきているようです。

○坂本理事 人材確保が難しい中で、入所施設では配置基準があり、欠員にしておくことができないため、訪問系で人材が少なくなっているということもあるのかと思われま  
す。

また、決算報告書を見ますと、29ページの訪問看護の中の訪問リハビリテーシ  
ョンが前年に比べ実績がとても伸びている理由はあるのでしょうか。

○事務局 リハビリは人気があり、新規の利用者が増えています。理学療法士を入れている  
訪問看護は他でも増えている状況です。少しでも動けるようになりたいというご希  
望が増えており、訪問看護と訪問リハビリを両方利用される方が多くなっていま  
す。

○坂本理事 わかりました。ありがとうございました。

○議 長 他に何かございますでしょうか。

特にないようでございますので、はじめに、議案第6号「平成28年度社会福祉  
法人伊丹市社会福祉事業団事業報告について」につきましては、原案どおり決する  
ことにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第6号「平成28年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報  
告について」につきましては、原案どおり決しました。

次に、議案第7号「平成28年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事  
業区分及び公益事業区分決算報告について」につきましては、原案どおり決するこ  
とにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第7号「平成28年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福  
祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」につきましては、原案どおり決し  
ました。

次に、報告第1号「平成28年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及  
び決算の監査報告について」につきましては、承認ということによろしいでしょ  
うか。

[異議なし]

○議長　　ご異議がないようでございますので、次に、議案第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）候補者の推薦について」と議案第9号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）候補者の推薦について」は関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

○事務局　　[議案第8号・議案第9号 別紙 を配布]

○議長　　事務局説明を願います。

○事務局　　議案第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）の選任について」及び、議案第9号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）の選任について」でございますが、理事の選任につきましては、議案書の4ページ、監事の選任につきましては、5ページになります。

はじめに、現在、当法人の役員をお願いいたしております理事・監事の皆さまにつきましましては、任期満了に伴い、平成29年4月1日より、新たにご就任いただいているところではありますが、改正社会福祉法附則第14条におきましては、「平成29年4月1日時点で在任する役員の任期は、最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする」こととされています。

このため、現在の任期の終期が法施行日後、最初に招集される定時評議員会以降の日付となっている役員の皆さまにつきましましては、任期が今月開催の定時評議員会の終結の時まで短縮されることとなります。

また、当法人の定款第10条では、理事及び監事の選任又は解任が評議員の決議事項となっておりますことから、4月1日以降にご就任いただいております新評議員に改めて役員候補者の選任についてお諮りし、議決をいただく必要が生じたため、今回の議案の上程に至ったものがございます。

それではまず、理事の選任につきましてご説明をさせていただきます。

現在は、6名の理事にご就任いただいておりますが、社会福祉法人制度改革に伴う定款の変更に基づき、当法人では定款第15条第1項第1号で、理事の定数を「6名以上8名以内」と規定しております。引き続き、事務局からは6名の理事の選任をお願いしたいと考えております。

次に、理事の選任要件でございますが、これにつきましては、社会福祉法第44条第4項に規定されておまして、同項第1号におきまして、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、第2号におきまして、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、第3号におきまして、「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」と示されております。

当法人では、この選任要件に基づき、お手元にお配りしております議案第8号別紙のとおり6名の方をご提案させていただこうとするものであります。

はじめに、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」に該当する方といたしまして、当法人奥田利男氏に引き続きお願いしたいということで、ご提案いたすものでございます。

次に、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」に該当する方といたしまして、当法人、林秀和氏、伊丹市健康福祉部長、坂本孝二氏、伊丹市社会福祉協議会 常務理事、武田好二氏に引き続きお願いしたいということで、ご提案いたすものでございます。

次に、「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者」に該当する方といたしまして、当法人の老人ホームの管理者であります池内玲子氏、当法人のケアハイツいたみの管理者であります川上房男氏に引き続きお願いしたいということで、提案いたすものでございます。

次に、議案第9号の監事の選任につきましては、お手元にお配りしております議案第9号別紙のとおり、2名の方をご提案させていただいております。

現在は、2名の監事にご就任いただいておりますが、当法人では定款第15条第1項第2号で、監事の定数を「2名」と規定しております。引き続き、事務局からは2名の監事の選任をお願いしたいと考えております。

はじめに、「社会福祉法人の財務管理についての識見を有する者」に該当する方といたしまして、細川健二氏に引き続きお願いしたいということで、ご提案いたすものでございます。

次に、「社会福祉法人の事業運営についての識見を有する者」に該当する方といたしまして、西尾幸道氏を選任したいと考え、提案いたすものでございます。

西尾氏におかれましては、昭和46年4月に伊丹市役所に入所され、伊丹市職員として高年福祉課長や健康福祉部長などの福祉分野の要職を経て、平成25年4月から平成29年3月まで、伊丹市社会福祉協議会の常務理事としてご活躍されておられました。また、平成25年4月から平成29年3月までは、当法人の評議員としても事業団運営にご尽力をいただいたところでございます。

なお、平成25年4月より、監事として事業団運営にご尽力をいただいております溝端監事におかれましては、一身上の都合により、6月26日に開催いたします定時評議員会終結の時をもって監事職を辞任する旨の申し出をいただいております。

溝端監事におかれましては、当法人の監事として、約4年の長きにわたり、事業団運営にご尽力をいただき、誠にありがとうございました。

本日、ご提案をさせていただいております候補者の方々につきましては、事務局の方で、欠格事項、他の役員との特殊関係の有無について、監事につきましては、欠格事項、他の役員との特殊関係の有無に加えまして、当法人での兼職関係にないことを、既に確認していることを申し添えさせていただきます。

よろしく、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。  
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○議長 特にないようでございますので、はじめに議案第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）候補者の推薦について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）候補者の推薦について」につきましては、原案どおり決しました。

次に、議案第9号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）候補者の推薦について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第9号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）候補者の推薦について」につきましては、原案どおり決しました。

次に議案第10号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会委員の解任について」と議案第11号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会委員の選任について」は関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

○事務局 [議案第10号・議案11号 別紙 を配布]

○議長 事務局説明を願います。

○事務局 れでは、議案第10号「社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 評議員の解任について」ご説明をさせていただきます。

現在、評議員選任・解任委員会の委員の選任につきましては、定款の第6条第2項のとおり、監事より1名、事務局員より1名、また外部委員として3名の計5名の委員で構成することとしておりますが、今回、議案第10号別紙にございますように、溝端委員より委員辞任の旨の申し出がございました。

溝端委員におかれましては、一身上の都合により、6月26日開催予定の定時評

議員会終結の時をもって監事職を辞任する申し出をいただいておりますことから、併せて本委員も辞任する旨の申し出がございました。

当法人としましては、これを受理し、解任しようとするものでございます。

引き続きまして、議案第11号「評議員選任・解任委員会委員の選任について」ご説明をさせていただきます。

先ほどの、議案第10号「評議員選任・解任委員会委員の解任について」におきまして、溝端委員を解任することに伴い、新たに評議員選任・解任委員会の委員を選任する必要がございます。

今回、解任いたします溝端委員は、社会福祉法人の事業運営についての識見を有しておられる監事として、委員にご就任いただいておりますので、新たに選任いただきます委員につきましても、この条件に該当する方を候補者として推薦するものであります。

それでは、お手元にお配りしました議案第11号別紙「評議員選任・解任委員会委員の選任について」をご覧ください。

事務局といたしましては、別紙にございますように、社会福祉法人の事業運営についての識見を有しておられる監事としまして、西尾幸道氏を委員候補者として推薦しようとするものであります。

西尾氏は、昭和46年4月に伊丹市役所に入所され、伊丹市職員として高年福祉課長や健康福祉部長などの福祉分野の要職を経て、平成25年4月から平成29年3月まで、伊丹市社会福祉協議会の常務理事としてご活躍されておられました。また、平成25年4月から平成29年3月までは、当法人の評議員としても事業団運営にご尽力をいただいたところであり、市政及び社会福祉法人運営全般に精通されておられますことから、適任と判断し推薦しようとするものでございます。

なお、委員のご就任につきましては、溝端委員が辞任される6月26日に開催いたします定時評議員会の終結の時からとなります。

以上、議案第10号、第11号併せてご説明させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりました。  
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○議長 特にないようでございますので、はじめに議案第10号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会委員の解任について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長        それでは、議案第10号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会委員の解任について」につきましては、原案どおり決しました。

次に、議案第11号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会委員の選任について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長        それでは、議案第11号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会委員の選任について」につきましては、原案どおり決しました。

次に議案第12号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員の解任について」と議案第13号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について」は関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

○事務局        [議案第12号・議案第13号 別紙 を配布]

○議 長        事務局説明を願います。

○事務局        それでは、議案第12号「社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 評議員の解任について」ご説明をさせていただきます。

平成29年4月1日より、ご就任いただいております評議員の皆さまにつきましては、定款第5条におきまして、評議員の定数を「7名以上9名以内を置く。」との規定により、現在8名の評議員にご就任いただいておりますが、今回、議案第12号別紙にございますように、飯田評議員より辞任の申し出がございました。

飯田評議員におかれましては、「社会福祉事業の公益的な事業の経営者」として、法人の理念や経営状況を理解した上で、中立的な立場から審議する適任者であると判断し、他の評議員とともに選任され、4月1日よりご就任いただいているところであります。

しかしながら、選出母体である「社会福祉法人いたみ杉の子」の理事会で理事長を退任されたことに伴い、飯田評議員より、6月26日開催予定の定時評議員会を最後に6月30日付けで、評議員を辞任する旨の申し出がございました。

当法人としましては、これを受理し、評議員を解任する旨の議案を「評議員選任・解任委員会」に上程し、お諮りしようとするものでございます。

引き続きまして、議案第13号「社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 評議員

候補者の推薦について」ご説明させていただきます。

先ほどの議案第12号「社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 評議員の解任について」において飯田評議員を解任することを、「評議員選任・解任委員会」に上程し、お諮りすることから、新たに評議員候補者を推薦する必要があるとございます。

今回、解任いたします飯田評議員につきましては、改正社会福祉法第39条に基づき、「社会福祉事業や学校などその他公益的な事業の経営者であること」に該当する方として、選任させていただいた方とございますので、新たな評議員につきましても、この条件に該当する方を、候補者として推薦するものであります。

それでは、お手元にお配りしました議案第13号別紙「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について」をご覧ください。

事務局といたしましては、「社会福祉事業や学校などその他公益的な事業の経営者」に該当する方としまして、小山達也氏を評議員候補者として推薦しようとするものであります。

小山氏におかれましては、飯田評議員の後任として、「社会福祉法人いたみ杉の子」の理事長にご就任され、また、平成24年5月より平成29年3月まで、当法人の評議員として、事業団運営にご尽力をいただいたところであり、社会福祉法人運営全般に精通されておられますことから適任と判断し、「評議員選任・解任委員会」に推薦しようとするものでございます。

以上議案第12号と議案第13号を合わせて説明させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりました。  
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○議長 特にないようでございますので、はじめに議案第12号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員の解任について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第12号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員の解任について」につきましては、原案どおり決しました。

次に、議案第13号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長       それでは、議案第13号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員候補者の推薦について」につきましては、原案どおり決しました。

次に議案第14号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時、場所、議題等の決定について」を議題といたします。

事務局説明を願います。

○事務局       それでは、議案第14号「社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 定時評議委員会日時、場所議題等の決定について」ご説明をさせていただきます。

この議案に関しましては、改正社会福祉法第45条の9第9項の規定では、評議員会の議案は原則、理事会で議決した事項に限られること、及び同条第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項の規定に基づき、理事会にて評議員会の招集日時、場所、議題等を決定しなければならないことから、今回提出させていただくものであります。

それでは、議案書の11ページをご覧ください。

はじめに、定時評議員会の日時等についてですが、平成29年6月26日（月）午後2時から、いきいきプラザ会議室において開催いたします。

次に議案ですが、報告が2件と議案が3件となっております。各案件の内容につきましては、本日理事会でご説明させていただいた通りとなります。

以上議案第14号を説明させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議 長       説明が終わりました。

この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○議 長       特にないようでございますので、議案第14号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時、場所、議題等の決定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長       それでは、議案第14号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時、場所、議題等の決定について」につきましては、原案どおり決しました。

本日の議事はこれもちまして終了とさせていただきます。

本日の内容につきましては、来る6月26日に開催いたします評議委員会に報告させていただきます。

この他にはよろしいでしょうか。

○事務局

理事の皆さまにおかれましては、長時間にわたりありがとうございます。

さて、本日の議案にごさいました理事及び監事の選定につきましては、来る6月26日に開催されます評議員会に議案として上程させていただきます。

なお今後のスケジュールですが、当法人定款では、第30条第1項第3号におきまして、「理事長及び常務理事の選定及び解職」について、理事会で決定することになっております。

事務局としましては、理事長及び常務理事の不在期間を避けるために、評議員会終了後、速やかに理事会を開催し、理事長及び常務理事の選定を行いたいと考えております。

つきましては、次回第4回理事会を、6月26日（月）の時間はまだ決まっておりませんが、評議員終了後にいきいきプラザ3階会議室におきまして開催したいと存じますので、理事の皆さまにおかれましては、お忙しいところ誠に申し訳ありませんが、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

なお、時間等詳細につきましては、決まり次第、文書をもって正式に理事の皆さまに報告させていただきます。

○議長

理事の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、ありがとうございます。これをもちまして本日の理事会は閉会といたします。

本日はどうも有難うございました。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後 3 時 1 5 分に閉会した。  
議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は署名押印した。

平成 年 月 日

議 長 奥 田 利 男

議事録署名人 溝 端 義 男

議事録署名人 細 川 健 二

議事録作成者 谷 知 と も 子